

「こども大綱」について

「こども大綱」は、令和5年4月に施行されたこども基本法に基づく大綱として、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後、5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものとして、令和5年12月22日に、閣議決定されました。

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

1 「基本的な方針」として、次のとおり掲げています。

- ①こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること
- ②こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと
- ③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること
- ⑥施策の総合性を確保すること

2 「こども施策に関する重要事項」

(1) ライフステージを通じた重要事項

- ①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
- ②多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- ③こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ④こどもの貧困対策
- ⑤障害児支援・医療的ケア児等への支援
- ⑥児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- ⑦こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

(2) ライフステージ別の重要事項

- ①こどもの誕生前から幼児期まで
 - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
 - ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- ②学童期・思春期
 - ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
 - ・居場所づくり
 - ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - ・いじめ防止
 - ・不登校のこどもへの支援
 - ・校則の見直し
 - ・体罰や不適切な指導の防止
 - ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- ③青年期
 - ・高等教育の修学支援、高等教育の充実

- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

(3) 子育て当事者への支援に関する重要事項

- ①子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ②地域子育て支援、家庭教育支援
- ③共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ④ひとり親家庭への支援

3 「こども施策を推進するために必要な事項」

(1) こども・若者の社会参画・意見反映

- ①国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進
- ②地方公共団体等における取組促進
- ③社会参画や意見表明の機会の充実
- ④多様な声を施策に反映させる工夫
- ⑤社会参画・意見反映を支える人材の育成
- ⑥若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- ⑦こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

(2) こども施策の共通の基盤となる取組

- ①「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM
- ②こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- ③地域における包括的な支援体制の構築・強化
- ④子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- ⑤こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

(3) 施策の推進体制等

- ①国における推進体制
- ②数値目標と指標の設定
- ③自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
- ④国際的な連携・協力
- ⑤安定的な財源の確保
- ⑥こども基本法附則第2条に基づく検討

「こども大綱と自治体こども計画」について

こども大綱を勘案して、都道府県は「都道府県こども計画」を策定すること。また、市町村は、こども大綱と都道府県こども計画を勘案し、「市町村こども計画」を策定することが、こども基本法第10条において努力義務とされています。

あきる野市では、令和6～7年度に「市町村こども計画」の策定に取り組んでまいります。